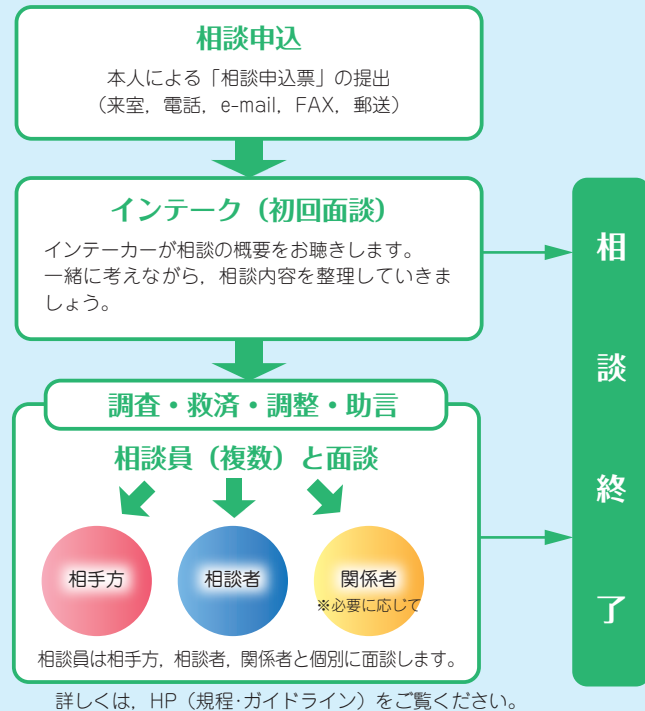


# キャンパス・ハラスメント対策委員会

キャンパス・ハラスメント対策委員会では、相談員（本学教職員）がハラスメントを受けた本人（原則）からの相談に関わる調査、救済、調整、助言等の必要な対応を行います。面談（※）を通して相談者の意向を確認し、必要に応じて適切な関係諸機関の協力を得ながら、調整を行っていきます。（※：電話、e-mailでの相談は行っていません。）

## ■相談の流れ



## ■守秘義務について

対策委員会、相談員及び事務局は、相談者の秘密を守ります。

また、本人の同意や承諾が無い限り、相談内容や相談者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を、正当な理由なく漏らすこともありません。



## ♡相談の申込について

ハラスメント相談の申し込み・予約は、キャンパス・ハラスメント相談室で受け付けています。本人（原則）が直接来室するか、電話、e-mail、FAX、郵送でも可能です。但し、匿名の通報や投書には、原則対応できません。

相談員との面談を進めるには本人による『相談申込票』の記入・提出が必要です。

『相談申込票』はキャンパス・ハラスメント相談室で受け取るか、明治大学HPよりダウンロードしてご使用ください。

## ♡キャンパス・ハラスメント相談室

開室時間：月～金 9：00～16：00

土 9：00～11：30※原則隔週（来室要予約）

場 所：駿河台キャンパス 大学会館 3階

所 在：〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

電 話：03-3296-4215

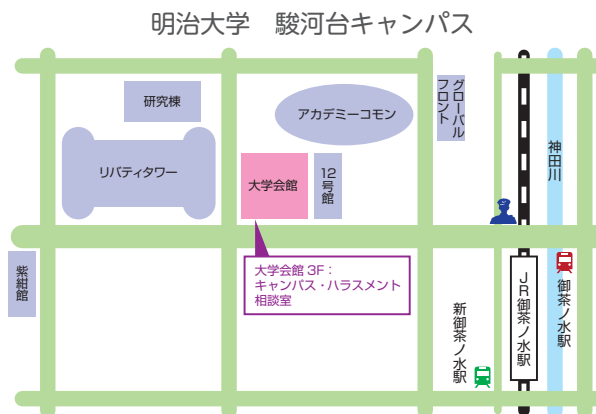
F A X：03-3296-4304

e-mail: ch-free@mics.meiji.ac.jp（相談受付専用）

H P：https://www.meiji.ac.jp/koho/academeprofile/activity/harassment/index.html

（キャンパス・ハラスメント対策への取り組み）

## ♡キャンパス・ハラスメント相談室案内図



# STOP

# キャンパス ハラスメント

## ハラスメントのない キャンパスへ



明治大学  
キャンパス・ハラスメント対策委員会

# ハラスメントのないキャンパスに向けて

明治大学と付属明治高等学校・中学校（以下「本学」という。）は、「権利自由」「独立自治」を建学の精神として、「知の創造と人材の育成を通し、自由で平和、豊かな社会を実現する」を使命とし、教育・研究・社会貢献等に取り組んでいます。そのためには、学生・生徒、教職員その他本学に関係するすべての構成員が安心して、かつ快適に、学び、教育研究し、働ける、そのような場（キャンパス）であることが必要です。すなわち本学に関係する障がい者、少数者を含む多様なすべての人々が「お互いに人格を認め

合い」、「個人として尊重される」ことが大切です。相手の人格を傷つける行為、否定したりする行為は、学ぶ権利を奪い、教育研究の権利を侵し、働く権利を侵害することになり、本学の建学の精神を脅かすことになりかねません。本学からあらゆる形の嫌がらせや人権侵害行為（ハラスメント）を一掃し、また発生することを防止し、さらには万が一発生した場合には速やかに快適な教育研究や修学・就労環境を取り戻せる、そのようなキャンパスになるために努めましょう。

## キャンパス・ハラスメントとは？

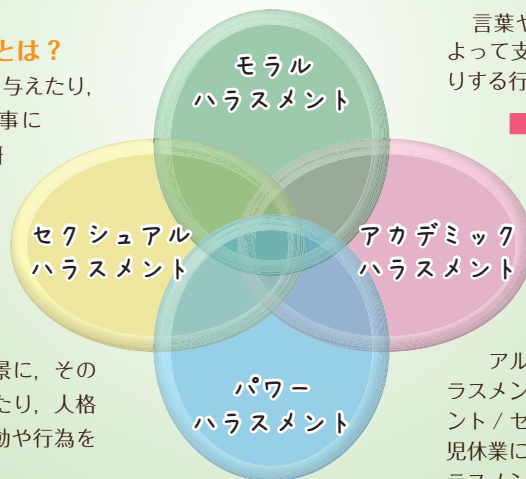
学内で起こりうる代表的な4つのハラスメントとその他のハラスメントを下記に挙げます。その定義や区分は厳格ではなく実際には区別することが難しかったり、2つ以上のハラスメントが重なってより深刻なハラスメントになってしまう場合があります。どのような振る舞いがハラスメントに相当するのかを本学構成員が自覚して、キャンパス・ハラスメントを防止しましょう。

### ■セクシュアル・ハラスメントとは？

性的な言動によって相手に不利益を与えたり、性的要求や性的な言動を繰り返す事によって相手方に不快感を与え、教育研究や修学・就労・課外活動の環境を悪化させることを指します。

### ■パワー・ハラスメントとは？

職務上の地位や優位な立場等を背景に、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。



### ■モラル・ハラスメントとは？

言葉や態度などいわゆる「見えない暴力」によって支配下に置いたり、精神的に追い詰めたりの行為を指します。

### ■アカデミック・ハラスメントとは？

教育研究上の場面において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為を指します。

### ■その他のハラスメント

アルコール・ハラスメント / ジェンダー・ハラスメント / 障がい者、少数者等へのハラスメント / セカンドハラスメント / 妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント / レイシャル・ハラスメント等

# 誰もが被害者・加害者にならないために

## ■イヤだな、おかしいなと思ったら……

- 自分が悪いと思わないで、可能であれば言葉と態度ではっきり伝えましょう。記録にとっておけば後々役に立ちます。
- 被害を主張し、怒り・悔しさ・悲しみ・不安等の感情を訴える権利があります。
- ひとりで悩まずに、信頼できる人に相談しましょう。

## ■自分に関係無いと思っていませんか？

- 自分の持つ力や優位な立場に敏感になりましょう。しらずしらずのうちに支配的な言動になっていませんか？相手の意見を尊重していますか？
- 指導における熱意や相手への好意を表すつもりの方であっても、自分の意図とは関係なく相手は不快に思っているかもしれません。
- 相手が拒否したり、嫌がっていることが分かったら、同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- 相手からいつも明確な意思表示があるとは限りません。

## ■第三者として、ハラスメントに遭っている人を見たら……

- 見て見ぬふりをするのは、ハラスメントに加担していることになりかねません。可能であればその場で注意しましょう。
- ハラスメントを受けている人の力になってあげてください。